



保険補償・免責補償制度について

1 基本料金に含まれる保険補償は以下の通りです。

対 人	他人を死傷させたとき 1 名につき 無制限 （自賠責保険を含む）	対 物	他人の車や物に損害を与えたとき 1 事故につき 無制限 （自己負担額10万円）
車 両	貸出車両に損害を与えたとき 1 事故につき 時価まで （自己負担額10万円） ※自損事故は補償されません。	人身傷害	搭乗者が死傷されたとき 1 名につき 3,000万円まで ※お車に乗車中の事故（死亡・後遺障害を含みます）につき、運転者の過失割合にかかわらず、損害額を補償いたします。（限度額3,000万円損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施）

◆ 保険金が給付されない事項 ◆

- ・事故を警察に届けなかった場合（事故証明がない場合）
- ・出発時にお申し出頂いた方以外の方が運転をして起こした事故
- ・無免許運転による事故
- ・酒気帯び運転による事故
- ・借受期間を事前の連絡なく延滞して使用された場合の事故
- ・その他YHSレンタカー貸渡約款に掲げる事項に違反があった場合（例）キーを車内に放置して盗難にあった場合 など



※使用中において故障、事故、盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了になります。

2 万一事故を起こされた場合、お客様の負担は以下の通りです。

自己負担額 下記金額を上限にご負担いただきます。 ■ 対物：100,000円 ■ 車両：100,000円	保険での補償額を超える損害 保険の補償額を超える損害および給付されない場合の損害は、お客様にご負担いただきます。 (例) ● 人身傷害3,000万円超えの損害 ● 酒気帯び運転など保険金が給付されない場合	ノンオペレーションチャージ（NOC） 万一事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃等が必要になった場合、その期間中の営業補償として下記金額をご負担いただきます。（左記の補償とはことなりますのでご注意ください。） ■ 返却予定の営業店に自走して返還された場合 20,000円/不課税 ■ 返却予定の営業店に自走して返還されなかった場合 50,000円/不課税 ※走行可能でも店舗に返却されなかった場合（路上放置等）は50,000円を申し受けます。
--	---	--

3 YHSレンタカーはご出発前の安心をご提供いたします。

免責補償制度（CDW） ※任意加入

万一事故の際にお客様負担となる「対物補償免責額」と「車両補償免責額」の支払が免除になる制度です。

- ・お申込みは出発時までに限らせて頂きます。貸渡し途中での加入・解約は出来ません。
- ・この制度は保険ではありません。
- ・シートベルトの着用を条件とします。
- ・自損事故(電柱、ガードレールへの衝突、転落・転覆、当て逃げ等)の場合は車両免責額への補償は適用されません。
- ・21歳未満の方や免許取得後1年未満の方、過去に事故歴があり当社が不適当と認めた方は加入出来ません。

免責補償制度（CDW） 加入料（1日ごと）	1,080円 (税込)
--------------------------	--------------------